

明治大学同好会弓道部 規約

第一章 総則

第一条（活動目的）

1. 本会は弓道を通じて交友を深めることを目的とする。
2. 未経験者に広く門戸を開放し、弓道発展の一助を担う事を目的とする。
3. 柔帽子の伝承と保存を目的とする。

第二条（名称）

1. 本会の名称は明治大学同好会弓道部とする。

第二章 会員

第三条（会員資格）

1. 本会は規約を遵守することを誓約した明治大学・大学院生をもって組織する。
2. 入会・継続に際しては所定の入会申請書を提出し、幹事長の承認を得なければならない。

第四条（会員の権利）

1. 会員は、本会の行う事業・活動に参加することができる。

第五条（会員の義務）

1. 会員は、この規約及び諸規則に基づく機関の決定に服する義務を負う。

第六条（安全管理義務）

1. 会員は弓具の特性を考慮し、安全管理には細心の注意を払わなければならない。

第七条（保険加入義務）

1. 本会会員は全て入会・継続時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。
2. 保険未加入の会員は活動に参加する事を認めない。

第三章 役員

第八条（役員）

1. 本会は以下の役員（本部役員）を設置する。

幹事長 1名

副幹事長 1名

指導部長 1名

本部会計 1名

第九条（役員の選出）

1. 役員は選挙によって選出される。

第十条（役員の職務）

1. 幹事長は学生の総責任者として本会の事業・活動を統括する。
2. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長が不在の場合は職務を代行する。
3. 指導部長は初心者への指導責任者として指導部を統括する。
4. 本部会計は本会の全ての会計とその事務を担当する。

第十一条（指導部）

1. 本会に指導部を設置する。
2. 指導部は、指導部長と練達の部員をもって指導部員とし、組織する。
3. 指導部員は、幹事長の指示を受け、初心者への技術の向上に寄与する。

第十二条（指導部長等）

1. 指導部長のほか、指導副部長を置く。
2. 指導副部長は、指導部長を補佐し、指導部長が不在の場合は職務を代行する。

第十三条（支部）

1. 本会は和泉校舎に支部を置く。

第十四条（支部役員）

支部には以下の役員を設置する。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 2名
3. 支部会計 1名

第十五条（支部役員の選出）

1. 支部長は支部を統括し、本部会計事務の監査を担当する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長が不在の場合は職務を代行する。
3. 支部会計は支部の会計とその事務を担当する。

第十六条（支部規則）

1. 支部の運営に必要な事項は、この規約に反しない範囲で定めることができる。
2. 支部規則の成立は幹事長の承認を必要とする。

第十七条（役員の任期）

1. 役員の任期は一年とする。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
2. 役員の再選は禁止しない。

第十八条（役員の欠格条項）

1. 会員資格停止以上の処分を受けた者は、役員となることができない。

第四章 機関

第十九条（会議）

本会の機関は総会、本部役員会、支部役員会及び拡大役員会とする。

1. 総会は、本会の最高議決機関として、年1回以上開催する。
2. 本部役員会は本部役員による会議とし、本会の運営全般について審議する。
3. 支部役員会は支部役員による会議とし、支部の運営全般について審議する。
4. 拡大役員会とは、本部役員及び支部役員による会議とする。

第二十条（会議の審議事項）

1. 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 1. 本会活動の基本方針
 2. 規約の改廃
 3. 役員の選出
 4. 予算及び決算に関する事項
2. 本部役員会は、次に掲げる事項を審議する。
 1. 通常の運営事務全般
 2. 指導方針及び指導事務全般
 3. 会費に係る諸規定
3. 支部役員会は、次に掲げる事項を審議する。
 1. 支部の運営事務全般
 2. 支部規則の制定・運用
4. 拡大幹部会は広く議論を必要とする事項について審議を行う。

第二十一条（総会）

1. 定例総会は年1回、幹事長によって召集される。
2. 会員の過半数の要請がある場合・幹部会が必要と認めた場合、幹事長は臨時総会を招集しなければならない。

第二十二条（総会の成立要件）

1. 定例総会及び臨時総会は全会員の過半数の出席で成立する。

第二十三条（決議）

1. 決議は出席会員の過半数をもって成立し、可否同数の際は議長が決定する。

第二十四条（議長）

1. 総会の議長は幹部会の推薦により選任され、総会の承認を要する。
2. 議長は副議長を若干名指名できる。

第五章 会計

第二十五条（会計年度）

1. 本会の会計年度は4月1日～3月31日までの1カ年とする。

第二十六条（資産）

1. 本会の会計は、会費・寄付金・その他収益をもって支弁する。

第二十七条（会費）

1. 会費額と納入方法は「入会・継続手続き及び会費に関する規則」で決定される。

第六章 倫理・罰則

第二十八条（行動倫理）

1. 本会の活動が一定の公共性・社会性を有することを認識し、顧問及び役員の指示に従い常に良識に基づいた適切な行動を取る様会員は努力しなければならない。

第二十九条（処分）

1. 以下の行為・行動は処分の対象とする。
(ア) 本会規約・諸規則に係る重大な違反

(イ) 社会的良識を著しく欠いた言動

(ウ) 会費・保険料の不払い

2. 処分内容の決定・執行に際しては拡大役員会での全会一致の承認を必要とする。

3. 処分内容は以下の通りとする。

(ア) 除名

(イ) 退会勧告

(ウ) 会員資格停止

(エ) 厳重注意（文書・公式サイトによる掲示）

(オ) 口頭注意

第七章 附則

第三十条（規約の施行）

1. 本会規約は成立後即日施行する。

第三十一条（規約の改正）

1. 本会規約の改正は役員会において過半数の承認を受け、総会において全会員の三分の二以上の賛成をもって成立とする。

入会・継続手続き及び会費に関する規則

第一条 総則

1. 本規則は、明治大学同好会弓道部（以下「本会」という。）規約第二十七条の規定により、本会の入会・継続手続き及び会費に関して必要な事項を定めるものとする。
2. 本規則の変更は、拡大役員会の議決を経なければならない。

第二条 入会及び継続資格

1. 明治大学・大学院に学籍を有する者
2. 本会規約及び付随諸規則を遵守する事を誓約した者
3. 本会規約及び付随諸規則に規定される諸手続きを完了した者

第三条 入会及び継続手続き

1. 入会及び継続の際は所定の申請書を提出し、幹事長の承認を受けなければならない。
2. 幹事長の承認を得た後所定の費用を納入しなければならない。
3. 規約第二十九条により本会から除名処分を受けた者は入会を認めない。

第四条 納入通知

1. 会計は入会及び継続を認められた会員に対して納入すべき会費の額、納入期限その他諸費用の納入に関して必要な事項を速やかに通知しなければならない。
2. 会員は指定期日に納入が出来ない場合は速やかに会計に報告しなければならない。報告がなされない場合に係る処分については一切の異議申し立てを認めない。

第五条 会費額と納入手続き

1. 会費は年額10,500円とする。
2. 会員は、原則として4月末までに当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日）の会費としてこれを全納しなければならない。
3. 会費の分納は認めないものとする。但し、追徴に関してはこの限りではない。
4. 会員が会費を納入せず、会計の指定する期日までに納入しないときは、退会したものとみなす。
5. 支払い方法は本部会計及び支部会計への現金手渡しとする。

第六条 会費及び諸費用の返還

1. 本会は会員が規約第二十九条及び本規則第五条の規定によりその資格を喪失しても、すでに納入した会費及びその他の抛出品は返還しない。また、翌年度以降の前納分に限り返還をする。

2. 会費及びその他の拠出金品の前納分の返還を受ける際は所定の届出を行うものとする。

付則

- 1 本規則は、平成18年4月1日より実施する。